

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
 - 福島県行政組織規則の一部を改正する規則
 - 福島県公安委員会
 - 福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年五月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十五号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（業務連携を推進する職） 第二十二條の二 前條に規定するもののほか、複数の部の所掌事務に関わ</p>	<p>（業務連携を推進する職） 第二十二條の二 前條に規定するもののほか、複数の部の所掌事務に関わ</p>

る特に重要な事務を掌理する職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職務
風評・風化戦略担当理事	知事の命を受け、東日本大震災からの風評払拭や風化防止に係る施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、前條の規定にかかわらず、企画調整部企画調整総室に所属する職員のうち当該事務を所掌する職員及び第二十二條の七各号に掲げる職にある職員を指揮監督する。

課長

- （東日本大震災からの風評払拭や風化防止に係る施策を推進する担当課長）
- 第二十二條の七 第二十二條から前條までに規定するもののほか、企画調整部企画調整総室に、次に掲げる職を置き、その職務は、上司の命を受け、特に指示された東日本大震災からの風評払拭や風化防止に係る施策に関する事務に参画することとする。
- 一 広報担当課長
 - 二 原子力安全対策担当課長
 - 三 国際担当課長
 - 四 観光交流担当課長

る特に重要な事務を掌理する職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職務
風評・風化戦略担当理事	知事の命を受け、東日本大震災からの風評払拭や風化防止に係る施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理する。

（新設）

福島県公安委員会

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

(行政経営課)

五 県産品振興戦略担当課長
六 農林企画担当課長
七 農産物流通担当課長
八 水産担当課長

福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

福島県公安委員会委員長 佐々木 貢 一

福島県公安委員会規則第6号

福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条及び福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成15年福島県条例第94号。以下「情報通信技術利用条例」という。)第3条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 公安委員会、警察本部長及び警察署長をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則(規程を含む。)をいう。
- (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (4) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- (5) 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)第3条第8号及び情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。

- (6) 処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号及び情報通信技術利用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法で使用する用語の例による。
(対象となる申請等)
- 第3条** 情報通信技術活用法第6条第1項及び情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等は、別表の左欄に掲げる法令の中欄に掲げる規定に基づく同表右欄に掲げる申請等とする。
(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)
- 第4条** 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等使用に係る電子計算機を申請等を行う者に使用に係る電子計算機であって警察本部長が定める技術的基準に適合するものを使用する者でない限り、電気通信回線に接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。
- 2 前項に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他警察本部長が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。
- 3 第1項に規定する者は、警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。
- 4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。
- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- (3) 警察本部長が告示で定める電子証明書（前2号に規定するものを除く。）
- (4) 前3号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書
- 5 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。
(署名等に代わる措置)
- 第5条** 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第4項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。
(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)
- 第6条** 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に規定するもののほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
(電子情報処理組織による処分通知等)
- 第7条** 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う

場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって警察本部長が定める技術的基準に適合するもの等を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、公安委員会等は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。
- 3 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示をする場合は、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証コードの入力
 - (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の警察本部長の定めるところにより行う届出
- 4 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
 - (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

法 令	規 定	申 請 等
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項	道路使用許可の申請
	第78条第4項	道路使用許可の変更の届出
	第78条第5項	道路使用許可の再交付の申請
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項	服装の届出
	第16条第3項	服装の変更の届出
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項	責任者の選任の届出

（警 務 課）